

○在外職員給与規程

(平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年規程第 11 号)

<b>改正</b> 平成 15 年 11 月 26 日平成 15 年規程第 29 号	平成 15 年 12 月 26 日平成 15 年規程第 33 号	平成 16 年 6 月 29 日平成 16 年規程第 11 号
平成 17 年 7 月 6 日平成 17 年規程第 23 号	平成 17 年 7 月 29 日平成 17 年規程第 24 号	平成 18 年 3 月 31 日平成 18 年規程第 10 号
平成 18 年 12 月 22 日平成 18 年規程第 22 号	平成 19 年 3 月 9 日平成 19 年規程第 3 号	平成 19 年 4 月 10 日平成 19 年規程第 16 号
平成 19 年 9 月 6 日平成 19 年規程第 22 号	平成 20 年 3 月 1 日平成 20 年規程第 3 号	平成 20 年 4 月 11 日平成 20 年規程第 10 号
平成 20 年 7 月 15 日平成 20 年規程第 14 号	平成 20 年 8 月 8 日平成 20 年規程第 15 号	平成 20 年 12 月 26 日平成 20 年規程第 18 号
平成 21 年 4 月 1 日平成 21 年規程第 18 号	平成 21 年 6 月 25 日平成 21 年規程第 26 号	平成 21 年 7 月 31 日平成 21 年規程第 30 号
平成 21 年 10 月 28 日平成 21 年規程第 32 号	平成 22 年 4 月 9 日平成 22 年規程第 12 号	平成 22 年 7 月 28 日平成 22 年規程第 20 号
平成 22 年 10 月 28 日平成 22 年規程第 25 号	平成 23 年 3 月 31 日平成 23 年規程第 10 号	平成 23 年 5 月 30 日平成 23 年規程第 12 号
平成 23 年 8 月 1 日平成 23 年規程第 13 号	平成 23 年 10 月 28 日平成 23 年規程第 16 号	平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規程第 7 号
平成 24 年 7 月 30 日平成 24 年規程第 18 号	平成 25 年 4 月 1 日平成 25 年規程第 13 号	平成 25 年 6 月 28 日平成 25 年規程第 20 号
平成 26 年 3 月 5 日平成 26 年規程第 4 号	平成 26 年 4 月 1 日平成 26 年規程第 19 号	平成 27 年 3 月 16 日平成 27 年規程第 4 号
平成 27 年 4 月 8 日平成 27 年規程第 35 号	平成 27 年 5 月 8 日平成 27 年規程第 37 号	平成 28 年 1 月 14 日平成 28 年規程第 1 号
平成 28 年 4 月 14 日平成 28 年規程第 23 号	平成 28 年 8 月 15 日平成 28 年規程第 26 号	平成 28 年 11 月 8 日平成 28 年規程第 33 号
平成 29 年 1 月 16 日平成 29 年規程第 1 号	平成 29 年 4 月 13 日平成 29 年規程第 15 号	平成 30 年 4 月 13 日平成 30 年規程第 14 号
平成 30 年 8 月 15 日平成 30 年規程第 18 号	平成 31 年 4 月 11 日平成 31 年規程第 18 号	令和元年 11 月 13 日令和元年規程第 10 号
令和 2 年 3 月 27 日令和 2 年規程第 18 号	令和 2 年 4 月 28 日令和 2 年規程第 26 号	令和 3 年 4 月 15 日令和 3 年規程第 19 号
令和 3 年 6 月 21 日令和 3 年規程第 27 号	令和 4 年 1 月 14 日令和 4 年規程第 1 号	令和 4 年 4 月 14 日令和 4 年規程第 22 号

令和4年11月16日 令和4年規程第42号	令和5年1月18日 令和5年規程第1号	令和5年4月24日 令和5年規程第27号
令和5年6月1日 令和5年規程第3号	令和5年11月15日 令和5年規程第41号	令和6年1月15日 令和6年規程第1号
令和6年4月22日 令和6年規程第20号	令和6年7月26日 令和6年規程第24号	令和7年4月24日 令和7年規程第21号

(総則)

第1条 外国において勤務する、就業規程(平成15年規程6号)第2条に規定する職員(以下「在外職員」という。)の給与については、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 在外職員の給与は、在勤基本手当、配偶者手当、住居手当、子女教育手当、本給、扶養手当及び期末手当とし、それぞれの区分により支給する。

(在勤基本手当)

第3条 在勤基本手当の月額、在勤地及び号の別により別表第1に定める額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。

2 在勤基本手当の号の適用は、別表第2に定めるところによる。

(配偶者手当)

第4条 配偶者手当は、配偶者を在勤地へ随伴する在外職員に対し、別表第1に定める在勤基本手当の100分の20に相当する額を別に定める換算率により外国通貨に換算した額を支給する。

(住居手当)

第5条 住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の1月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が、家具付きである場合にはその額の100分の90に相当する額)から当該家賃の額に別表第3の控除率欄に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、在勤地及び号の別により別表第3に定める額を限度として支給する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる者(第8条第9項及び第10項において「配偶者等」という。)を伴う在外職員以外の者に支給する住居手当の月額の限度は、限度額の100分の80に相当する額とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第8条第10項において同じ。)

(2) 子(主として在外職員の収入によって生計を維持している者に限る。第8条第10項において同じ。)

3 住居手当の号の適用は、別表第2に定めるところによる。

4 この規程に定めるもののほか、住居手当の支給に関し、必要な事項は別に定める。

(子女教育手当)

第6条 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

(1) 3歳以上18歳未満の子

- (2) 18歳以上に達した子であつて、就学する学校(就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校を除く。)において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの
- 2 子女教育手当の月額、年少子女1人につき8,000円を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。
- 3 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地(以下この項及び第6項において「指定地」という。)に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女(5歳以上の年少子女であつて、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきもの(5歳の年少子女にあつては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由があると機構が認めるもの)に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)を別に定める換算率により外国通貨に換算した額が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から、自己負担額(我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額をいう。以下この条において同じ。)を別に定める換算率により外国通貨に換算した額を控除した額を加算した額とする。
- (1) 在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務する在外事務所の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額
- ア 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費(別に定める費目に係るもの)に限る。以下この条及び第8条第15項において「必要経費」という。)として理事長が当該在外職員の勤務する在外事務所の所在する指定地において標準的であると認定する額
- イ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額
- (2) 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額
- ア 前号アに規定する額
- イ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として理事長が標準的であると認定する額
- ウ 前号イに規定する額
- 4 在外職員の勤務する在外事務所の所在する地であつて、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として理事長が定める地に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女が当該在外事務所の所在する地以外の地(本邦を除く。)において学校教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から、自己負担額を別に定める換算率により外国通貨に換算した額を控除した額を加算した額とする。

(1) 在外職員の勤務する在外事務所の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として理事長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額

(2) 前項第1号イに規定する額

5 前2項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(理事長が指定する施設に限る。)が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当しないときは、加算される額は、150,000円を別に定める換算率により外国通貨に換算した額を限度とする。

6 指定地に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女(6歳未満の年少子女(前3項の規定の適用を受ける者を除く。)、又は6歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。)が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から、自己負担額を別に定める換算率により外国通貨に換算した額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、51,000円を別に定める換算率により外国通貨に換算した額を限度とする。

(本給、期末手当及び扶養手当)

第7条 本給及び期末手当は、職員給与規程(平成15年規程第8号)に定める本給及び期末手当の額にそれぞれ100分の80を乗じて得た額とする。

2 扶養親族を有する在外職員には、職員給与規程により扶養手当を支給する。ただし、配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は支給しない。

3 扶養親族の全部又は一部を国内に残留させる在外職員には、本給、期末手当及び扶養手当の全部又は一部を当該在外職員が指定する者に支払うことができる。

(給与の支給方法)

第8条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日の前日(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)まで支給する。

2 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日までの在勤基本手当を支給する。

3 在外職員が在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超える場合には、60日を超える期間についての在勤基本手当は支給しない。

4 配偶者手当は、在勤基本手当の支給期間中において配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となった場合にあつては、配偶者となった日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあつてはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあつては、配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで支給する。

- 5 第3項の場合における配偶者手当は、前項の規定にかかわらず配偶者が当該在外職員の在勤地に残留する場合に限り支給する。
- 6 配偶者手当を受けている在外職員が離職し、又は死亡したときはその日まで配偶者手当を支給する。ただし、在外職員が死亡した場合において理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間を限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。
- 7 在勤基本手当の支給期間終了後、やむを得ない事由のため理事長の許可を得て引き続き配偶者を在勤地に残留させる在外職員には第4項の規定にかかわらず180日以内の期間においてその事由の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。
- 8 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。
- 9 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日までの住居手当を支給する。ただし、死亡した場合において理事長が特に必要と認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間を限り、当該在外職員が死亡した当時随伴した配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- 10 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 11 住居手当の支給期間終了後、やむを得ない事由のため理事長の許可を得て引き続き配偶者を在勤地に残留させる在外職員には第8項の規定にかかわらず180日以内の期間においてその事由の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。
- 12 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その年少子女がその日の前に帰国する場合(その地を出発する日からその地に帰着するまでの期間が60日以内である場合を除く。)にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日)まで支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。
- 13 理事長は、次に掲げる場合において、子女教育手当を支給することが適当であると認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、子女教育手当を支給することができる。
  - (1) 帰国を命ぜられた在外職員の年少子女が当該職員の旧在勤地を出発する場合
  - (2) 在外職員が離職し、又は死亡した場合
  - (3) 年少子女が年少子女に該当しないこととなった場合
  - (4) 年少子女が死亡した場合
  - (5) 年少子女が心身の故障その他やむを得ない事情により帰国する場合
- 14 理事長は、本邦に帰国した在外職員の年少子女が在外職員の在勤地又は本邦以外の地を出発した後、60日以内にその地に帰着し得ないこととなったときで次の各号の一に該当し、子女教育手当を支給することが適当であると認める場合は、その事実が発生した日まで当該在外職員に子女教育手当を支給することができる。
  - (1) 帰国を命ぜられた在外職員が旧在勤地を出発する場合

- (2) 在外職員が離職し、又は死亡した場合
- (3) 年少子女が年少子女に該当しなくなった場合
- (4) 年少子女が死亡した場合
- (5) 年少子女に心身の故障等が生じた場合

15 第12項の規定にかかわらず、在外職員が、当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が、任国政府による離任要請又は戦争や災害のため帰国(出張のための帰国を除く。)又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。

16 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給する場合は、この限りでない。

(日割計算)

第9条 在勤基本手当、配偶者手当、子女教育手当及び住居手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 在勤基本手当、配偶者手当、子女教育手当及び住居手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときはその額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

(端数計算)

第10条 本邦通貨をもって定められた在外職員の給与を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

2 外国通貨をもって定められた在外職員の給与の支給額に、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(租税公課)

第11条 在勤地において機構から受けた給与等に対し租税が課せられたときは、その租税の額に相当する額を機構が支給することができる。この場合において、在外職員は、課せられた租税の額が判明した日から1か月以内にその額を機構に報告しなければならない。

2 在勤地において機構から受けた給与等に、その他の所得を加えた額に対し租税が課せられた場合は、在勤地において機構から受けた給与等のみに対する租税の額に相当する額を機構が支給することができる。この場合において、在外職員は、課せられた租税の額が判明した日から1か月以内にその額を機構に報告しなければならない。

3 在勤地において機構から給与等を受けた後、課せられる租税の額が判明する前に在外職員が退職した場合は、前2項に準じて取り扱うことができる。

4 在外職員が一時的に本邦に帰国及び勤務したことにより租税が課せられたときは、その租税の額に相当する額を機構が負担することができる。

(準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、在外職員の給与について必要な事項は職員給与規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成15年9月30日以前に科学技術振興事業団に在職していた職員の給与の額については、科学技術振興事業団在外職員規程の従前の例及び他の法人の例に準じて改正されたものとみなし、当該改正されたとみなされた給与の額と平成15年9月30日以前に支払われた給与の額との差額を支払うものとする。
- 3 在外事務所に勤務する在外職員が、平成15年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合においてその者に支給する住居手当の月額については、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和4年4月から7月までの月分に係る在勤基本手当については、第3条第1項の規定にかかわらず、附則別表に定める額を適用する。

附則別表

令和4年4月から7月までの月分に係る在勤基本手当表(月額)

単位(円)

在勤地	パリ	ワシントン	シンガポール	北京	
号 の 別	1	439,700	543,900	517,800	573,600
	2	412,200	509,900	485,400	538,700
	3	366,400	453,300	431,500	480,600
	4	320,600	396,600	377,600	422,600
	5	274,800	340,000	323,700	364,500

附 則(平成15年11月26日平成15年規程第29号)

- 1 この規程は、平成15年11月26日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成15年8月1日から適用する。
- 2 改正前の在外職員給与規程に基づいて、平成15年10月1日から本規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の在外職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。
- 3 独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)成立の日の前日に科学技術振興事業団の職員であった者で、機構の成立の日に引き続き機構の職員となった者のうち、科学技術振興事業団在外職員給与規程に基づいて平成15年8月1日から機構の成立の日の前日までの間に職員に支払われた給与と、この給与に改正後の在外職員給与規程の規定を適用した場合に得られる給与との差額が生じるときは、機構においてその差額を支給する。

附 則(平成15年12月26日平成15年規程第33号)

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 29 日平成 16 年規程第 11 号)

この規程は、平成 16 年 6 月 29 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 7 月 6 日平成 17 年規程第 23 号)

この規程は、平成 17 年 7 月 6 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 7 月 29 日平成 17 年規程第 24 号)

この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日平成 18 年規程第 10 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日平成 18 年規程第 22 号)

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 9 日平成 19 年規程第 3 号)

この規程は、平成 19 年 3 月 9 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 4 月 10 日平成 19 年規程第 16 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 10 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 9 月 6 日平成 19 年規程第 22 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 9 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日から引き続き在外基本手当及び住居手当の支給を受ける職員のうち、その者の受ける在外基本手当及び住居手当がそれぞれ同日において受けていた在外基本手当の額及び住居手当に達しないこととなる職員については、改正後の在外職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 1 日平成 20 年規程第 3 号)

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 4 月 11 日平成 20 年規程第 10 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 11 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 北京事務所に勤務する在外職員であって、平成 20 年 3 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額については、改正後の在外職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 7 月 15 日平成 20 年規程第 14 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 20 年 7 月 15 日から施行し、この規程による改正後の在外職員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 20 年 3 月 31 日から引き続き同一の学校に就学し、同年 4 月 1 日においてこの規程による改正前の在外職員給与規程(以下「旧規程」という。)第 6 条第 1 項の規定を適用するとしたならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者(以下「旧規程下での年少子女」という。)に係る子女教育手当の月額については、新規程第 6 条第 3 項又は第 4 項の規定により支給されることとされる月額(以下「新規程による支給額」という。)が、旧規程第 6 条第 3 項又は第 4 項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額(以下「旧規程による支給額」という。)に達しない場合には、新規程第 6 条第 3 項又は第 4 項の規定にかかわらず、当該旧規程下での年少子女が同日に所属する学年の開始日から起算して 1 年を経過する日までの間は、旧規程による支給額とする。
- 3 平成 20 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間のいずれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した新規程第 6 条第 1 項に規定する年少子女であって、当該日において旧規程下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、新規程による支給額が旧規程による支給額に達しない場合には、新規程第 6 条第 3 項又は第 4 項の規定にかかわらず、当該日から施行日の前日までの間は、旧規程による支給額とする。

附 則(平成 20 年 8 月 8 日平成 20 年規程第 15 号)

この規程は、平成 20 年 8 月 8 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 20 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日平成 20 年規程第 18 号)

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日平成 21 年規程第 18 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 25 日平成 21 年規程第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日の前日において改正前の在外職員給与規程に規定するマレーシアを在勤地としていた職員については、改正後の在外職員給与規程の規定にかかわらず、本邦に帰任するまでの間に限り、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 7 月 31 日平成 21 年規程第 30 号)

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 28 日平成 21 年規程第 32 号)

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 9 日平成 22 年規程第 12 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 9 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 7 月 28 日平成 22 年規程第 20 号)

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 10 月 28 日平成 22 年規程第 25 号)

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日平成 23 年規程第 10 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 30 日平成 23 年規程第 12 号)

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 8 月 1 日平成 23 年規程第 13 号)

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 10 月 28 日平成 23 年規程第 16 号)

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規程第 7 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 30 日平成 24 年規程第 18 号)

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日平成 25 年規程第 13 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 28 日平成 25 年規程第 20 号)

この規程は、平成 25 年 6 月 28 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 5 日平成 26 年規程第 4 号)

この規程は、平成 26 年 3 月 5 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日平成 26 年規程第 19 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 7 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 16 日平成 27 年規程第 4 号)

この規程は、平成 27 年 3 月 17 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 4 月 8 日平成 27 年規程第 35 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 5 月 8 日平成 27 年規程第 37 号)

この規程は、平成 27 年 5 月 11 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 1 月 14 日平成 28 年規程第 1 号)

この規程は、平成 28 年 1 月 15 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 4 月 14 日平成 28 年規程第 23 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 15 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 8 月 15 日平成 28 年規程第 26 号)

この規程は、平成 28 年 8 月 15 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 28 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 11 月 8 日平成 28 年規程第 33 号)

この規程は、平成 28 年 11 月 15 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 28 年 11 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 1 月 16 日平成 29 年規程第 1 号)

この規程は、平成 29 年 1 月 17 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 4 月 13 日平成 29 年規程第 15 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 14 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 4 月 13 日平成 30 年規程第 14 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 16 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 8 月 15 日平成 30 年規程第 18 号)

この規程は、平成 30 年 8 月 16 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 4 月 11 日平成 31 年規程第 18 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 12 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 11 月 13 日令和元年規程第 10 号)

この規程は、令和元年 11 月 14 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和元年 11 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日令和 2 年規程第 18 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 28 日令和 2 年規程第 26 号)

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 4 月 15 日令和 3 年規程第 19 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 16 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 6 月 21 日令和 3 年規程第 27 号)

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 6 月 22 日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(在勤基本手当に関する経過措置)

- 2 令和4年3月31日までの間における別表第1備考2の適用については、備考2中「5,416円」とあるのは、「2,500円」とする。

附 則(令和4年1月14日令和4年規程第1号)

この規程は、令和4年1月17日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和4年1月1日から適用する。

附 則(令和4年4月14日令和4年規程第22号)

この規程は、令和4年4月14日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年11月16日令和4年規程第42号)

この規程は、令和4年11月16日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和4年8月1日から適用する。

附 則(令和5年1月18日令和5年規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月24日から施行し、改正後の在外職員給与規程附則第4項及び附則別表の規定は、令和4年4月1日から、改正後の同規程別表第1の規定は、令和5年1月1日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在籍する職員に対して、令和4年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の在外職員給与規程の規定による給与の内払いとみなし、改正後の在外職員給与規程による給与の額が内払いの額より大きい時は、その差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、令和5年1月25日に支給する。

附 則(令和5年4月24日令和5年規程第27号)

この規程は、令和5年4月24日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年6月1日令和5年規程第33号)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則(令和5年11月15日令和5年規程第41号)

この規程は、令和5年11月15日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和5年11月1日から適用する。

附 則(令和6年1月15日令和6年規程第1号)

この規程は、令和6年1月15日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和6年1月1日から適用する。

附 則(令和6年4月22日令和6年規程第20号)

この規程は、令和6年4月24日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和6年7月26日令和6年規程第24号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年8月1日から施行し、改正後の在外職員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在籍する職員に対して、令和6年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に改正前の在外職員給与規程に基づき支払われた給与は、新規程の規定による給与の内払いとみなし、新規程による給与の額が内払いの額より大きいときは、その差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、令和6年8月23日に支給する。

附 則(令和7年4月24日令和7年規程第21号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月24日から施行し、改正後の在外職員給与規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 在勤基本手当表(月額)(別表第1)の1号の適用を受け、扶養する配偶者を伴う者に支給する在勤基本手当の月額については、令和7年度の間、同表に定める額から、2,500円を別に定める換算率により外国通貨に換算した額を減じた額とする。

別表第1

在勤基本手当表(月額)

単位(円)

在勤地		イル・ド・フランス地域圏	ワシントン	シンガポール	北京
号の別	1	574,200	701,600	660,600	629,400
	2	538,400	657,800	619,400	591,100
	3	478,600	584,600	550,600	527,200
	4	418,700	511,600	481,800	463,300
	5	359,000	438,500	413,000	399,400
備考 在勤基本手当の額については、在外公館に勤務する国の外務公務員の在勤基本手当額の改正を勘案し、これとの均衡をはかる。					

別表第2

在勤基本手当及び住居手当の適用号別表

号の別 級号及び職位	1	2	3	4	5
職員給与規程第11条の別表第1に定める級号	1級の者	2級の者	3級の者のうち、課長代理又はそれに準ずる職にある者	3級の者のうち、係長又はそれに準ずる職にある者	4級の者のうち、係長又はそれに準ずる職にある者

別表第3

住居手当表(月額)

在勤地	イル・ド・フランス地域圏	ワシントン	シンガポール	北京	
単位	ユーロ	アメリカ合衆国・ドル	シンガポール・ドル	アメリカ合衆国・ドル	
控除率	12.4%	10.4%	6.6%	8.3%	
号の別	1	2,659	3,426	7,170	4,313
	2	2,353	3,030	6,342	3,815
	3	2,046	2,635	5,515	3,318
	4及び	1,841	2,372	4,964	2,986
	5				

備考 住居手当の控除率及び限度額については、在外公館に勤務する国の外務公務員の控除率及び限度額の改正を勘案し、これとの均衡をはかる。